

【NT】新型コロナウイルス対策計画を発表（ワクチン接種率80%達成後に実施）

【ポイント】

- 北部準州（NT）政府は9月15日（水）、準州民（16歳以上）の新型コロナウイルス・ワクチン接種率が80%を達成した後の、新型コロナウイルス対策計画を発表しました。
- 同計画の実施後は、ワクチン接種者は生活や移動面で、より多くの自由が与えられます。また、感染リスクが高い業務従事者にワクチン接種が義務づけられます。
- NT 政府は、ワクチン接種率80%という目標を本年11月上旬までに達成したいとしています。

【本文】

1 北部準州（NT）政府は9月15日（水）、準州民（16歳以上）の新型コロナウイルス・ワクチンの接種率が80%を達成した後の、新型コロナウイルス対策計画（The Territory's Plan for COVID-Management）を発表しました。NT 政府は、ワクチン接種率80%という目標を本年11月上旬までに達成したい、また同目標を達成すれば、州境管理政策や感染拡大防止措置を実施に移すことが可能となるとしています。

2 NT 政府によれば、同計画の柱は以下5点です。

- (1) ワクチン未接種者が NT に入州する場合の水際措置は、厳格なまま維持されま
- す。
- (2) ワクチンを接種した準州民及び他州からの訪問者に、（未接種者に比べ）より多くの自由が与えられます。
- (3) 豪州国内で最も厳格なワクチン規制が適用され、感染リスクが高い業務従事者に対するワクチン接種が義務づけられます。
- (4) ウイルスに脆弱な遠隔地コミュニティの保護のために、あらゆる措置が取られま
- す。
- (5) ワクチンを接種できない州民（12歳未満の子ども等）の保護措置を手厚くしま
- す。

3 NT 政府によれば、同計画の概要は以下のとおりです。

(1) 州境管理政策

ワクチン接種の有無を基準に、入州者は以下のとおり3分類されます。

ア 緑色（指定の感染多発地域の域外からの入州者）

ワクチン接種の有無にかかわらず、自由な入州が可能となります（free access）。

イ オレンジ色(低度の感染リスク地域に指定された地域からの入州者)

ワクチン接種者は自宅等の適切な場所での自己隔離が義務づけられ、新型コロナウイルス検査の結果が陰性であれば、隔離を終了することができます。ワクチン未接種者は、事前の許可を得ない限り、入州禁止となります(同許可は、準州民の帰還や、必要不可欠な業務(essential work)への従事等の目的を持つ人に限り、与えられません)。

ウ 赤色(指定の感染多発地域からの入州者)

ワクチン接種者は、NT 政府指定施設での強制隔離を行う必要はなくなります。代わりに、自宅等の適切な場所で、14日間の自己隔離を行う必要があります。ワクチン未接種者は、事前の許可を得ない限り、入州禁止となります(同許可は、準州民の帰還や、必要不可欠な業務(essential work)への従事等の目的を持つ人に限り、与えられます)。

(2) 感染拡大防止措置

ア ワクチン接種率80%の達成後も、ロックダウン(外出制限令)が適用される可能性があります。その場合は、健康や経済の両面に配慮し、できるだけ短期間かつ限定地域での発出が検討されます。しかし、状況によっては、ロックアウト(ワクチン未接種者のみに外出制限令を課す限定的措置)の発出も検討されます。

イ ロックアウト下において、ワクチン接種者はマスク着用を条件に、出勤や買い物、運動、街歩きが許可されます。また、感染地域から域外への移動に関し制限を課す場合にも、ワクチン接種者は通常時に近い移動が可能となります。一方、ワクチン未接種者には、こうした自由が与えられず、自宅からの外出は、指定された5つの理由に限定されます。

ウ NT 政府は目下、他州政府と協力しながら、ワクチン接種者の自由な移動を実現するための仕組みや技術(アプリや QR コードを持たない場合でも移動が可能になるフリーダム・パス等)を開発中と説明しています。

(3) 感染リスクが高い職場の業務従事者に対するワクチン接種義務

以下の3分野の業務従事者に対し、ワクチン接種が義務づけられます(規制の開始日は、今後発表予定)。

ア 脆弱な人々と直接接触する業務(教師や保育施設従事者、医療従事者、警察官、コミュニティサービス従事者等)及び顧客と対面する業務(小売店や接客業)に従事する人

イ 感染リスクがある職場で業務に従事する人(強制隔離や入国担当官、医療従事者、薬局店員等)

ウ 必須インフラ・供給・運輸の業務に従事する人

(4) 遠隔コミュニティ

遠隔コミュニティと関連する業務従事者に対し、ワクチン接種が義務づけられます。

(5) 子ども(12歳未満)

現時点までにワクチン接種の資格が与えられていない12歳未満の子どもに対する保護措置を手厚くします。子どもを取り囲む環境におけるワクチン接種の義務化を進めることは、最重要の措置として位置づけられています。この他、学校内での換気や、無作為抽出による新型コロナウイルス検査の実施等の導入が検討されています。

ONT 政府ウェブサイト

(NT 新型コロナウイルス対策計画(9月15日発表))

<http://createsend.com/t/t-8DCE4A84C8000EB32540EF23F30FEDED>

(他州からの入州に関する規制)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine>

(コロナ規制全般)

<https://coronavirus.nt.gov.au/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の

URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>